富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第１８１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年４月６日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

社会福祉法人制度改革に係る通知等について

平素より福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成２９年４月1日から改正施行されている社会福祉法の改正に伴う各種制度に関して、厚生労働省各局長・課長より各都道府県あてに通知がありました。

つきましては、これらの通知文及び事務連絡文をメール添付ファイル（下記の一覧表のとおり）でお送りしますので、年度初めのお忙しい中とは存じますが、ご覧頂くようお願いいたします。なお、大量の文書となるため紙媒体での送付は省略させて頂きますのでご了承願います。

記

**１．01　別紙1　現況報告書様式（エクセル）**

**２．02　別紙2　社会福祉充実残額算定シート（エクセル）**

**３．03　社会福祉法人が届け出る「事業等の概要等」等の様式について（PDF）**

　　　　　「現況報告書」及び「充実残額算定シートの制定」の様式について定める通知です。

**４．04　（事務連絡）届出方法について（PDF）**

　　　　　　社会福祉法施行規則第９条による、社会福祉法人が所轄庁に届け出ることとされている「現況報告書」及び

「充実残額算定シート」について電子開示システムによる届出も可能とされたことです。

　　なお、事務連絡文書の最後の部分に記載のとおり 「施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと」となっています。

今年度の提出分からは、独立行政法人社会福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の入力により提出いただくことになりますのでよろしくお願いします。

**５．06　「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について（局長通知）（PDF）**

**６．07　「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について（課長通知）（PDF）**

　　　　　「地域における公益的な取組」等を踏まえ、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な事業に柔軟に活用できるよう、より

弾力的な運用を図ることを目的として改正されました。なお、保育所委託費の通知についても同様の見直しが行われ、

後日、通知が発出される予定とのことです。

**７．08　社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（PDF）**

　　　　　社会福祉法人における入札契約等について、従来の取扱いが見直された通知です。

　また、今回お知らせします内容につきましては、厚生労働省のホームページにも掲載されていますので、ご覧ください。

＜厚生労働省通知文書登載ホームページ＞

社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |